

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 消防本部警防課

監査実施期日：令和5年5月11日

監査結果報告：令和5年5月18日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 予算執行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>3 文書管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 <p>4 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語通訳業務について、多言語通訳コールセンター申込書中「ご契約社名」が消防本部警防課、「お申込印」が担当者印となっていた。受注者の定型様式ではあるが、社名については、大崎地域広域行政事務組合とし、申込印は管理者印とすべきである。以後、適正に事務処理されたい(R4)。 また、業務完了後に受注者から提出された作業完了報告書の宛名が黒川地域行政事務組合理事長となっていた。検査調書を作成する上で受注者から提出を求める重要な書類であるため、確認の上補完されたい(R4)。 ・ 業務委託契約において、着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書の提出期限を遵守していないものが複数見受けられた。組合業務委託契約の手引きにおいて、管理技術者等通知書は着手届及び業務工程表と一緒に着手日前までに発注担当課に提出することとされている。契約締結に伴う提出書類とその提出期限について確認するとともに、適正に事務処理されたい。 (気象観測装置検定業務、無線局定期検査、消防救急デジタル無線改造業務・R4) <p>5 備品・財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に周知し、以後適正に処理します。 ・ 差替え分受領し、補完しています。 ・ 職員に周知し、以後適正に処理します。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。